

○議長（河野）13番、井上博道君。

○13番（井上）はい、13番、井上です。

○議長（河野）井上君。

○13番（井上）それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

「市街地整備に伴う治水の在り方について」。

令和5年6月に私は「いい町づくりにおける防災」について一般質問をしました。質問のポイントの一つは「水路を覆ってしまい、点検や掃除ができなくなるような開発事業は、災害の未然防止の観点からも認めてはならない」でした。私も様々な観点から町内パトロールを継続していますが、町内の住宅も徐々に増え、本町がさらに活性化しつつあることを実感しています。

校区により違いはありますが、滝宮校区の住宅開発には目を見張るものがあり、過疎化が進む地域から見れば羨ましく感じることでもあると思います。人口が増え、町が発展するのは望ましいことではありますが、禍根を残すような開発は避けねばならないと思います。市街地整備（宅地開発）における既存水路への雨水や汚水の放流、排水・治水に関しましても、一例として次のような問題が考えられます。常体で失礼ですが、以下の4点の質問に対する本町の見解を伺います。

1、水量の増加による影響として、まず、溢水・洪水リスクの増加が考えられる。

開発による地面の舗装が進むと、雨水が地中に浸透せず、新設・既設水路に直接流入し、水量が急激に増加して溢水・洪水のリスクが高まる。保水機能・洪水防止機能がある農地を宅地転用した所ではなおさら心配である。

また、宅地開発前に設計された既存水路が容量不足で、増加した水量を処理できない場合、溢水や周辺地域への被害が発生する危険性がある。既存水路は元来、農業用水路として、田畑への水の導入及び水を排水させることを目的として作られ、耕作者によって維持されてきた。宅地造成を目指して作られたものではない。このような問題を未然に防止するための、民間の宅地開発・建設業者への指導内容、行政の考え、行動指針等はどのようなものであるか。

2、地域の治水計画等を見視した放流設計は、周辺地域への被害を招く。また、既存の水路を利用した放流が周辺住民に影響を及ぼす場合、合意形成が難航することがある。このような、治水計画との整合性不足、地元住民との対立等、法規制や調整の問題が発生しないよう、行政として何をなすべきだと考えるか。

3、長期的な維持管理の問題として、既存水路の維持管理が誰の責任なのかが不明確になることで、トラブルが生じる可能性がある。また、開発により流量や負荷が増大すると、水路の劣化（老朽化）が早まる可能性もある。「水路の管理は地元」というのが本町の方針であるが、行政として、状況に応じてもう少しきめ細かく関与すべきではないか。

4、「開発計画時に雨水貯留・浸透施設を設置し、放流量を調整する。」「環境影響評価を実施し、水質や生態系への配慮を行う。地域住民や水利組合と協議し、適切な管理

計画を立てる。」「必要に応じて既存水路の拡幅や改修を行い、放流の安全性を確保する。」これらに適切に対処することが重要と思われる。開発計画時には早い段階で、主要道路や水路敷設に行政が主導的に関与し、無秩序な開発を防ぎ、道路や水路を予め整備しておく必要があると思うが、いかがか。

綾川町都市計画マスタープランでは、琴電線路と県道高松琴平線に挟まれた、綾川駅南の東西地域が第二種中高層住居専用地域として用途地域に指定されていますが、現在の住宅開発状況を見てみますと、近年の異常降雨とともに、治水の観点からもかなり心配になります。

本町の市街地整備に伴う治水の在り方についての基本的な考えをお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

近年の地球温暖化等に伴う降雨量の増加により水害の頻発化・激甚化が顕著となっており、宅地化による造成が進む地域においては降雨量が排水能力を超えることによる内水氾濫の危険性が危惧をされているところでもあります。本町においては一定の面積を超える建築物等の建築を目的とする土地の形質変更に対しては都市計画法に基づく開発行為の許可を得ることが必要となっております。開発許可制度は地域の環境保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度で、本町においては法に基づき香川県が策定している「開発許可の手引き」に基づき開発行為が適正なものか審査を行っております。

まず1点目の民間事業者などへの指導内容等についてであります。法においては、排水路、その他排水施設により開発区域内の下水が有効に排出されるとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適正に配置されるように設計が定められていることが求められており、これに基づき定められた技術基準に適合するよう設計内容の審査、指導を行っております。

2点目の地元調整などにつきましては、開発許可においては放流先となる水路の機能維持を行う水利組合との協議及び同意を求めており、農地の宅地化に必要な農地転用の許可基準においても周辺農地への被害防除措置の妥当性などを審査基準としており、それぞれの許可日を同日付けとするなど、県を含む関係各課において連携を図っております。町といたしましては、引き続き開発後に問題が発生しないよう、事業者のよる地元への丁寧な説明を求めてまいります。

3点目の既存水路の維持管理については、これまでも水利組合などからの相談や水路が町が管理する道路側溝を兼ねている場合など、内容に応じて可能な範囲で個別に対応しているところであります。また、法定外公共物については従来から水利組合によ

る機能管理がなされていることから、今後も土地改良事業などを活用し地元による管理をお願いするところであります。

4点目の開発時における行政主導によるインフラ整備についてであります。開発自体はあくまでも民間主導であるため、開発がいつどこで行われるか予想は難しく、事前に整備を行うことは困難であると考えております。また、開発許可に必要な整備は事業者によって行うべきものと考えており、町の負担が必要となる周辺部のインフラ整備については、開発の規模や費用対効果などを総合的に判断したうえで適宜対応してまいりたいと考えております。

最後に、市街地整備に伴う治水の在り方についての基本的な考え方についてであります。本町では平成29年12月に良好な居住環境を確保するために綾川駅を中心とする約110haを用途地域に指定し、機能集積による集約型都市構造の実現を目指しております。このことから当該地域においては、令和元年度に雨水全体計画を策定し、令和3年7月には、県による事業認可をうけているところであります。

この事業計画では既存の農業用水路等を有効活用し、効率的な整備を図ることとしており、水路の排水能力の検証結果や近年の台風等においても大きな被害が報告されていないことから、今後、改修が必要な箇所については、道路整備などの際にあわせて改修することとしております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○13番（井上）はい。あります。

○議長（河野）井上君。

○13番（井上）はい、答弁ありがとうございました。

1点だけですけれども、私も、特に質問の中にもございました、綾川駅南の東西地域の、用途地域で車で走れる範囲とか、遠くで見たり、場合によっては、衛星写真見たり、いろいろ別に、萱原地区だけに限らず町内全体、折を見てチェックしてるつもりですけども、宅地開発まで、基盤整備とかと全く種類の異なるもので、一緒にはできないとは思いますが、基盤整備ですと換地計画とか、管理道つけたり、水路をある程度エリアをスポンと通して、そういうのやってますけども、この市街地整備においても全国の自治体によっては、大掛かりに道路を付けたり水路をつけてるところもあるように聞いております。地元です、今の開発しよるところを見てますと、ほぼ旧来の田んぼをそのまま宅地にしてると。

コンクリ舗装とかですね、アスファルト舗装してありますが、これをやはりその通りやっていると今の開発の状況では、言葉ちょっと甚だよろしくないかもしれませんが、ちょっと後からつぎ足しつぎ足し、粘土細工じゃないですけど、現在の田んぼの形状とか向きに応じてやってますけども、これをそのままやっていると、家の前の水路とかも当然あるわけですけども、それがくねくねして、従来の既設の水路で行くのにどっかで溢水せんかとかいろんな心配があるわけです。

しかも、現場に入ったら歩いたり自転車で行ってもわからんような蟻の迷路のようなどこありますんで、もし緊急事態ですね、消防とか発動せないかん場合、迷わずにいけるのかとか附帯的な問題もいろいろ考えるわけですけども、そういうのを先ほどいろいろ県のこととかいろいろ聞きましたけども、町として、もう少し、もうちょっとそのとこ、細かい行政指導というか、青写真を描くというか、地元の説明するときも、こっからこっちは水路を計画しとるんで、あるいは道路を計画してるんで、あんまりその辺はちょっと、開発をちょっと、よく検討するんかと、そういうのも含めてもうちょっと細かな行政指導すべきではないかと思うんですが。

漠然として申し訳ないですけども、その辺のお考えを再度よろしく願いをいたします。

○議長（河野） 田岡建設課長。

○建設課長（田岡） はい、議長。

○議長（河野） はい、課長。

○建設課長（田岡） 失礼をいたします。井上議員さんの再質問の方にお答えをしたいと思えます。

再質問の内容といたしましては、宅地開発に伴う行政の主導的なインフラ整備というのをもう少しきめ細やかにやってはどうかというようなご質問かと考えております。議員さんおっしゃる、面的な整備につきましては、おそらく土地区画整理事業のことをおっしゃっているのかなというふうに推測をいたします。こちらにつきましては、近年の地価の上昇、地価の状況などを見ますと、なかなか地元合意を得ることは難しいということで、県内においても、今この土地区画整理事業を積極的にやっておるという状況ではございません。本町におきまして、こういった事業に着手をしまっている予定はございません。

またですね、細かな行政指導ということでございますけれども、基本的に、先ほど町長の答弁にもありましたように、開発許可につきましては、法に基づき、その技術基準に照らし、審査をしておるところでございます。これによって、適正な公共施設の整備、これを事業者に対して求めていくということで、対応をしまいたいと考えております。

なお、直接的ではございませんけれども、間接的な関与といたしましては、平成 30 年に制度を創設をしております。

民間宅地開発事業補助金、こちらの方では、この目的といたしましては、造成費用、こちら事業者の造成費用を抑制することで、購入しやすい単価設定とするといった目的もございまして、周辺環境に配慮した良好な公共施設の配置、これを事業者に促すという目的もございまして、こうしたものを活用しながら、適切な指導助言を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○13番（井上） はい。あります。

○議長（河野）はい、井上君。

○13番（井上）これは質問というより要望に近いんですけども、水路ですね、既設の水路あるいは新たにできた住宅の場合の、水路を含めまして、やっぱりいまだに何を流すかおおよそ信じられないようなものを流すことがあるようでございます。

本町では具体的に掴んでませんけども、全国的にはそういうのあるようですが、それで下水の中継ポンプ場とかポンプが1つ詰まって点検に行くと、なんかすごいことになつとるというのを、そういう情報も、本町から直にはきてないですけども、本町だっていつそういうことがあるかわかりませんし、宅地開発が増えてきて、いろんな方がいらっしゃいますし、何をするかわからんと、非常識なもんはせんと、期待をしとるんですけども。

だからそういうことはないように行政の方から、注意看板例えば水路の近くに、いらんもん捨てるなとかですね、そうじゃなくても砂とか泥とかいろんなものが流れ込みますんで、本当に既設の水路が、容量とか、場合によっては強度的にもつかどうかっていう心配もありますんで、水路の近くには、水害とか溢水、その原因になるようなものは、捨てないようお願いしますぐらいの注意看板ですね、犬の放し飼い禁止とか散歩する時にはふんの整理をしてくださいとか、ごみを捨てるなとか看板ありますけども、それに近いような、水路に違法なものを投棄するなとか、そういう注意も、今後、宅地開発においては必要になるんじゃないかと思いますので、考慮しておいていただければということで私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（河野）以上で、井上君の一般質問を終わります。